

ますだ

農業委員会



だより

2015 No. **33**
平成 27. **11**月

発行：益田市農業委員会
編集：農業委員会だより
情報委員会 ☎31-0481



今月の
表紙

“ 幻の魚 ” ホンモロコを地域の宝に

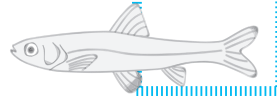
今月の
主な
内容

- ①～③ … 美都町丸茂のホンモロコ
- ④～⑥ … 農業委員会の建議に益田市が回答
- ⑦ …… 農地利用状況調査
電気さくの安全な設置について
- ⑧ …… 農業委員会からのお知らせ

美都町丸茂地区の山あいの小さな集落で、“幻の魚”ホンモロコを地域の宝として活かす活動に「丸茂ホンモロコを育てる会」が取り組んでいます。ホンモロコは、コイ科の淡水魚で琵琶湖の固有種といわれておりましたが、水質環境の悪化などにより激減し希少な“幻の魚”と言われるようになりました。また、臭みも無く美味であることから、今では全国各地で水田などを利用して養殖されています。

丸茂ホンモロコを 育てる会

◆地域を元気にしたい！



「丸茂ホンモロコを育てる会」の代表 山根啓輔さんが、ホンモロコと初めて出会ったのが、平成22年に先進地である鳥取県智頭町の(有)内水面隼研究所(代表 七条喜一郎)の休耕田を利用した養殖現場を訪問したときでした。高齢化が進み、耕作放棄地も増えつつあった中山間地域において、「田んぼにはもともと水があり、初期投資もそれほどかからない。体力的な負担も少ない。」「高齢化が進み、耕作放棄地が増える時代にホンモロコ養殖の可能性は大きい。」と『これなら自分にもできる。地域を元気にしたい!』との思いから、平成22年に丸茂地区の有志5人で、ホンモロコの養殖事業に取り組む会を発足させました。

まず取り組んだのは、繁殖技術の習得と養殖池の造成です。繁殖については、(有)内水面隼研究所より成魚をもらい受けて、どうにか産卵・孵化にこぎつけました。また、養殖池については、自宅の近くに所有する休耕田を活用して、50センチ掘り下げ、そこにきれいな谷水を引き入れ繁殖池を造成しました。最初は何とかなるだろうと軽い気



持ちで始めましたが、繁殖過程の問題を解決していくうちに夢中になり、特に稚魚の生存率を上げていくことについては、養殖池の改善など工夫を重ねた結果、安定した生産技術を習得し、出荷に結び付けていくことができるようになりました。

◆地産地消の推進

安定した出荷ができるよう

になると、次は販路の確保に取り組みます。ホンモロコは、体長10センチ前後で、川魚特有の臭みもなく、骨も非常に柔らかいことから、日本産コイ科の魚類の中でも特に美味と言われ高級食材として取り扱われています。これをどうにか、地域の宝々食材として、流通に乗せる仕組みづくりを奔走したのが、会の事務局を務める島

川鐵雄さんです。会の生産実態について、「生産量は上向きにあるが、成長にバラツキがあることから、大口の取引ではなく、限定的な販路から」と分析し、市内のイベント会場に水槽を持ち込んで、泳ぐ姿をみてもらい、唐揚げにして試食してもらったことで、まずはホンモロコを知ってもらうPR活動を展開しています。

そのような取り組みにより、平成25年2月に、地元食材を使った安全安心な食育を推進する吉田保育所(所長 杉原幸江)の給食に、ホンモロコ約500匹を使った唐揚げがメニューに始めて載りました。現在では、町内2保育所をはじめ市内4つの保育所に食材として提供するようになりました。貴重な地元食材として、地産地消の推進に今後の展開の期待が持てます。

◆益田からの情報発信

また、NPO法人益田市・町おこしの会(理事長 吉村 修)のご紹介から、東京都世田谷区にお店を構える、「中国料理 瑞雪(ずいせつ)」(店主 名雪寛己)で、益田市より直送 ホンモロココとして季節限定のメニューが実現したのが2年前のことです。また、東京都白金台のフランス料理店「ジョンティ アッシュ」(料理長 進藤佳明)、大阪市北区の日本料理店「お料理 宮本」(店主 宮本大介)でも、益田産ホンモロコの料理が提供されています。本年7月には、同NPO法人の案内で3名の料理長がそれぞれに生産現場である丸茂地区の養殖池を視察に訪れ、会のメンバーと意見交換するなど、仕入素材の確認を行いました。

いずれも、ミシユランガイドで高評価を得ているお店であり、旬や素材を大切に作る姿、また、お客様を大切に作る心構

えに、食材提供者として会のメンバーも改めて気が引き締まる思いでした。

◆規模拡大に向けて

昨年、休耕田を活用して、会のメンバーが所有する養殖池に併設する形で、生産量の規模拡大をめざし、新たな養殖池2基を増設しました。雑草が生い茂っていた休耕田を、会のメンバー総出で養殖池に造成し、以

前の姿が見違えるようになりました。地区内でも、会がこだわる「きれいな谷水」が取水でき、る養殖池に適した場所は数少なくなっています。そんなこだわりのホンモロココを大切に育てているのです。

◆ホンモノ志向

幻の魚『ホンモロコ』をひとつのブランドとして、将来的には食材産業への商品開発に取り



休耕地



養殖池

〈ホンモロコ養殖年間サイクル〉

1月～3月	① 親魚育成
4月	② 養殖池消毒、施肥 ③ 親魚産卵、孵化 ④ 孵化仔魚の投入
5月～10月	⑤ 給餌、飼育
11月～12月	⑥ 成魚取り上げ ⑦ 出荷用、親魚用選別 ⑧ 親魚～飼育池で越冬 ⑨ 出荷～泥はき後、出荷へ (11月～2月頃)

組み、地域振興に貢献したいと考えています。益田をホンモノに！明るい未来が、少しずつ形になってきているように思います。

建議書回答要旨

農業委員会は市の農林業施策について、今後の施策に反映してもらおうよう市長に建議（意見を述べることを）を行い、このたび次のとおり回答がありました。

農業振興について

【要望1】

米価の下落については、稲作農家の経営が維持展望できるように、需要と価格の安定を前提とした米需給調整制度として確立するように、国、県に働きかけていただきたい。

【回答】



今年度、島根県市長会を通じて国および県に対し次のことについて要望を行いました。

〔要望内容〕

① 持続的な農業生産を行うため、施設・機械について適切な更新や整備が図られるよう「攻めの農業実践緊急対策事業」などの事業を継続的に実施すること。

② 転作の推進にあたり、産地交付金の予算を確保すること。

③ 主食用米の消費が減少していることから、米の消費拡大に係る取り組みを強化すること。

④ 日本型直接支払制度について、十分な予算を確保すること。



【要望2】

米価の下落に対して、米、畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、特例処置等の交付について情報が混乱しており、農家へ十分な説明をしていただきたい。

【回答】

収入減少影響緩和対策交付金については、平成27年2月から市内17カ所で水稲生産調整説明会と併せて説明を行ってまいりました。また、対象となる経営体には個別に呼びかけを行い、別に説明会を実施しました。これにより新たに38経営体が事業加入されました。次年度以降においても農家への説明や情報提供を行い、加入推進を図ってまいります。

遊休農地について

【要望3】

農地中間管理機構事業について、貸し手には補助があります

が、借り手に対してはありませぬ。県、市単独での制度を検討していただきたい。

【回答】

条件不利地が多い中山間地域等において、借り受けた農地に対し土壌改良・整備等が必要なる場合があり、新たに農地を引き受けやすくするため農地の借り手に対する支援が必要と考えます。このことから、国の制度として以前交付されていた規模拡大加算に準じる制度の創設を、国に対し要望しているところであります。

【要望4】

益田市には大規模な畜産、養鶏農家があり、地元産の飼料米の安定供給をすることによって遊休農地の解消に努めることができるので、このサイクルを確立していただきたい。

【回答】

非主食用米については、生産から流通、消費に至るまでの全

体を通した生産拡大を誘導する仕組みを構築するなど、将来に渡り安定的に持続可能な営農が確保できるように、国、県に対し要望を行ったところです。市においては、大規模畜産農家に飼料用米の受け入れについて確認等を行いながら、飼料用米の生産農家に情報提供を行ってまいります。

【要望5】

危険な空き家について、取り壊し撤去など、市単独で特別制度を設け対応しているところがあります。住民不在の荒廃農地についても環境の維持、鳥獣害の住処とならないように、制度の導入について検討していただきたい。

【回答】

制度の導入については、権利関係、整備の実施者、経費の負担等多くの課題が想定されます。現状においては、多面的機能の維持・発揮について平成27年度

より法制化された日本型直接支払制度を活用し、地域住民が一体となって環境保全等に取り組みんでいただきたいと考えます。

食育について

【要望6】

米価格は国民の年間消費量の減少に大きく起因しています。日本の主食である米消費拡大に向け、市、県、国が一体となり取り組んでいただきたい。

【回答】

これからの食生活を健康で豊かなものにしていくためには、お米のことをもっと理解していただき、ごはんを中心とした栄養バランスのとれた食習慣を身につけることが必要と考えます。このことから、平成27年度島根県市長会を通じ、国、県に米の消費拡大に係る取り組みの強化について要望を行ったところとです。今後、国、県と連携を図りながら各種イベントを通

し、米の普及・啓発と消費拡大のPRを行ってまいりたいと考えます。



【要望7】

次世代を担う子供たちに地域の食文化、食生活を伝承する為にも、地産地消を積極的に活用していただくとともに、学校給食においては全面的米飯給食、米粉パンの使用を検討していただきたい。

【回答】

昨年の3月に第2次益田市食育推進計画を策定し『生涯に渡る人々や自然との繋がりの中で、「食」を知り、感じ、育む「おいしい益田」で心をつなぐ』を基本理念に、様々な取り組みを行っております。また、学校給食における米飯給食の週5日提供については、平成28年度からの実施を計画していましたが、米の消費拡大の取り組みに併せ、1

年前倒し、平成27年度から取り組みを開始したところです。なお、米粉パンの使用については、現在のところ難しい状況ではありますが、副食への米粉の使用についてはこれまでも行われており、今後とも検討してまいります。

【要望8】

食と農に関する条例について早期実現をしていただきたい。

【回答】

食と農に対する大切さを市民に理解していただくとともに、これを支える農との関係を構築することは大切なことと考えております。「食と農の市民条例」の制定には、従来の行政主体の取り組みではなく、農業者と市民が相互に連携し活動を展開していくことが望ましいと考えられます。このことから、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の協働による制定を検討してまいりたいと考えます。

有害鳥獣対策について

【要望9】

近年、サル、イノシシなどに加え、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン等特定外来生物が出没して農作物に被害を及ぼし生産意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらしています。本年5月に鳥獣保護法が一部改正されました。この法改正により本市の有害鳥獣対策はどのようになるのか、示していただきたい。

【回答】

法改正による鳥獣被害対策については、今後、県の具体的な方針等が決定された後、説明会などが開催される予定です。その後、市においても具体的な対応を提示したいと考えていますが、市としては、鳥獣被害対策については、まずは自らが行う「自助」、地域で取り組む「共助」、最後に「公助」による取り組みを基本としていきたいと考えています。

【要望10】

基本的にはその地域住民が一体となった有害鳥獣駆除が基本で、それに対して行政が足りないところを支援することが必要です。毎年重点要望している熊に対しても県と地域では考え方に大きな隔たりがあります。地元優先で対応していただくためにも益田市に有害鳥獣対策室等の専門部署の設置を検討願いたい。

【回答】

平成26年度から担当課に鳥獣対策専門員を一名配置し、鳥根県と連携して野生動物から住民の生活を守り、農産物被害を防止することを目的に、市民に対して野生動物による被害への適切な処置や対応について説明・指導を行う取り組みを推進しているほか、鳥獣被害の把握と分析等を行い、より地域に効果的な対処方法の構築に向けた情報収集活動を始めていくところと見込んでいます。



益田地域協議会による研修会

益田地域農業委員会協議会では、8月3日(月)吉賀町柿木村柿木「ふれあい会館」において、鳥取県農業会議会長川上一郎氏による『今こそスーパー農委の出番!』と題して研修会を行いました。益田市から21名の参加がありました。



鍬を使ってのワサビの収穫

西中国山地の山あいにある益田市匹見町の内谷地区で6月6日、特産のワサビの収穫や料理体験などを楽しむ体験会がありました。地元農業委員村上巴さんの手ほどきで、ワサビに地元特産のナメコを加えた甘酢漬けに挑戦しました。



農地利用状況調査を行っています 〈実施時期9月～12月〉

この調査は、荒廃農地の解消や農地の有効活用の推進を目的として、毎年、農業委員会が農地を調査するものです。

調査の結果、1年以上管理されていないと見られる農地の所有者または耕作者の方には、農業委員会から文書で農地利用に関する意向調査をさせていただきます。

一度農地が荒廃すると、復元に多くの費用と労力がかかるとともに、雑草・雑木の繁茂や病虫害の発生、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、近隣の営農者や住民に迷惑がかかることにもなります。

ご自身で草刈・耕起などができる方は、定期的な草刈などの適切な管理をお願いします。また、ご自身で農地の管理ができない方は、農地を貸し出されるなど、農地の有効活用にご協力ください。



※調査に際しては、農地に立ち入ることやお話をさせていただくこともあるかと思いますが、農家の皆様のご理解とご協力をお願いします。

野生動物侵入防止用の電気さくの安全な設置について

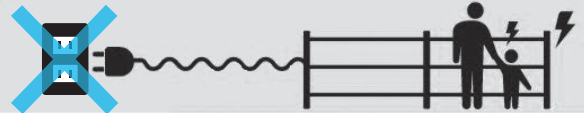
「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

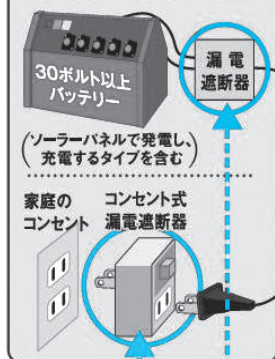


「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。
人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



電源及び漏電遮断器



漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

電気さく用電源装置



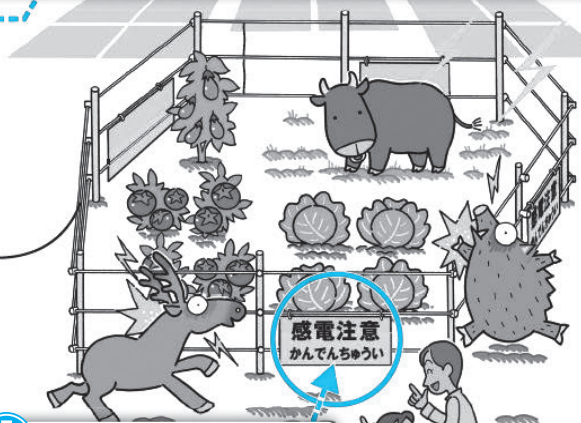
開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。



電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。



危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。



農業者年金 に加入しましょう！

【農業者年金の特徴】

1. 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で1千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制面でおおきな優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

4. 少子化に強い年金

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子化が進んでも制度の安全性は損なわれません。

5. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

※申し込みや詳しい内容については、下記までおたずねください。

◇鳥根県農業協同組合 西いわみ地区本部 ☎ 22-8680

◇益田市農業委員会事務局 ☎ 31-0481



全国農業新聞を購読しませんか

発行日：毎週金曜日

購読料：1カ月 700円

発行所：全国農業会議所

申込先：益田市農業委員会事務局 ☎ 31-0481

編集委員

委員長 村上 巴
副委員長 篠原 栄次
委員 秋好喜代子
西坂 壽恵
齋藤 浩文
椋木 孝光
佐々田貴志



「ますだ農業委員会だより」では、農家の皆様に親しんでいただけの広報誌になるよう、ご意見、ご要望を募集しております。身近な情報、紙面へのご意見、ご感想など、農業委員会まで是非お寄せください。

編集後記